

## 『ソーシャル・ウェルビーイング研究論集』の刊行および編集に関する規則

本規則は、「『ソーシャル・ウェルビーイング研究論集』取り扱い内規」に基づき、『ソーシャル・ウェルビーイング研究論集』（以下、「論集」という。）の編集と刊行に必要な事項を定めるものである。

### 1 . 刊行の目的

「論集」の刊行目的は、ソーシャル・ウェルビーイング研究の発表の場を設け、専修大学のソーシャル・ウェルビーイング研究・教育の発展、ひいては学術研究全般の発展に寄与することとする。

### 2 . 編集のための委員会

「論集」を刊行するため、編集委員会を置く。

- (1) 編集委員会は、ソーシャル・ウェルビーイング研究センターから選出された委員（編集委員長 1 名および編集委員若干名）で構成する。
- (2) 編集委員はソーシャル・ウェルビーイング研究センター研究員の互選で選出し、ソーシャル・ウェルビーイング研究センター全体会議（以下、「全体会議」という。）の承認を得る。また、編集委員長は編集委員の互選により、全体会議の承認を得る。
- (3) 編集委員会は、「論集」の編集、刊行にかかわる一切の仕事を行う。

### 3 . 刊行回数および時期

「論集」は、年 1 回、原則として 3 月に刊行する。

### 4 . 「論集」の編集および執筆については、以下の要領によっておこなう。

- (1) 掲載する論稿の種類
  - 1) 論稿の種類:①論文、②研究ノート、③調査報告、④翻訳、⑤資料紹介、⑥書評、⑦学会動向、⑧その他。ただし、論稿の種類判断は執筆者が行うが、編集委員会はその判断に関わることができる。「論集」はそれ以外に、ソーシャル・ウェルビーイング研究センターの各年度の活動記録およびセンター員一覧、内規・規則等をおく。
  - 2) 掲載の順序:掲載順等は編集委員会が決定する。
- (2) 投稿資格
  - 1) ソーシャル・ウェルビーイング研究センター研究員
  - 2) 同客員研究員
  - 3) リサーチ・アシスタント、ポスト・ドクター
  - 4) 上記1)、2)、3)との共同執筆者
  - 5) 編集委員会が寄稿を依頼した執筆者

- 6) 上記以外の投稿者で、編集委員会が承認した者(ただし、紙幅に制約がある場合は、上記5)、1)、2)、3)、4)、6)の順序で優先し、編集委員会の判断で掲載を断ることもある。

### (3) 原稿の依頼および募集

- 1) 原稿の依頼および募集は編集委員会が行う。
- 2) 投稿原稿は原則未公開のものに限る。
- 3) 編集委員会は、原稿の書き直しを求め、あるいは受領、掲載を拒否することができる。

## 5 . 投稿・執筆

投稿・執筆に関することは別に定める。

## 6 . PDF化による公開について

専修大学およびソーシャル・ウェルビーイング研究センターが行うPDF化による公開については、執筆者の了解のもとに原則として、すべての論稿等について全文を公開することを認め、専修大学学術機関リポジトリに登録され運用されるものとする。

## 7 . その他

その他、「論集」の編集に関する事項は、編集委員会において決定し、必要に応じて、全体会議に諮るものとする。

## 8 . 改廃

本規則の改廃は、全体会議の議を経ておこなう。

## 付則

本規定は、2014 年 4 月 1 日より施行する。

本規定は、2016 年 12 月 1 日から施行する。